

矢吹町ごみ減量化推進計画

第2期

令和3年度～令和6年度

(遺魂し運動・もったいないプラン)



令和3年3月

矢 吹 町

【目次】

1. 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の目的 1
- (2) 計画の位置付け 1
- (3) 計画の基本方針 1
- (4) 計画の期間 2

2. 矢吹町のごみの現状と課題

- (1) ごみ排出量（資源ごみを除く） 3～4
- (2) 資源ごみ排出量・資源回収奨励金交付事業による集団回収量 5～6
- (3) ごみ組成分析結果 7
- (4) 現在の課題及び今後の目標について 8

3. ごみ資源化・減量化に向けた目標

- (1) 資源化（リサイクル率UP）目標 9
- (2) ごみ総排出量の減量化目標 10
- (3) 家庭ごみの減量化目標 11

4. 町民・事業者・町（三者）の役割 12～13

5. ごみ減量化・資源化に向けた具体的な取り組み

- (1) 資源回収奨励金交付事業 14
- (2) 資源物回収ステーション事業 15
- (3) 資源物回収コンテナ貸出事業 16
- (4) 家庭用生ごみ処理機購入補助事業 17
- (5) ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の推進 18～24

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本町では、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、「人・モノ・自然」を大切に
する「遺魂し」の心を活かして「ごみゼロのまち」を目指しております。

「もったいない精神で資源を大切に、地球環境保全に貢献するまち」の実現
に向け、平成29年1月に「矢吹町ごみ減量化推進計画」を策定し、平成29年
度から令和2年度までの計画期間において、ごみ総排出量の削減に重点を置き、
ごみ減量化推進に取り組んでまいりました。

令和元年10月には「令和元年東日本台風」が上陸し、関東地方や甲信地方、
東北地方などで記録的な豪雨災害となり、本町においても甚大な被害を受け、災害
に伴う廃棄物が増えるなどし、ごみ総排出量は横ばいで推移、また、資源化量が伸
び悩むなど、計画期間における目標が見込めないものとなりました。

こうした背景から、本町の課題の一つである、ごみの「資源化」に重点を置き、
排出量の削減に関する取り組みを強化するとともに、地球環境に配慮した地域づく
りを図ることを目的に、「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」を策定するもので
す。

(2) 計画の位置付け

本町では、令和2年3月に第6次矢吹町まちづくり総合計画（後期基本計画）
を策定しました。

第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想でまちづくりの理念のひと
つとして、「協働のまちづくり」を位置付けしています。

町民、事業者、町がそれぞれの特性を活かしながら連携、協力し、役割を担い
合い、地域の課題等を解決することとしています。

さらには、第6次矢吹町まちづくり総合計画（後期基本計画）では、支えあいの
政策において「自然と共生した環境にやさしいまちをつくります」の実現を目指
しており、その施策として「自然環境の保全」を推進しています。

リサイクルの推進や自然環境の保全等を図り、第6次矢吹町まちづくり総合計
画実現のために「遺魂し運動」の展開による、ごみ減量化・資源化の推進は重要な
施策となります。

(3) 計画の基本方針

昔から日常生活の中で「モノ」に愛着をもって大切に最後まで使い切る生活習
慣があり、「もったいない」「遺魂しい」という言葉が使われてきました。

その一方で、高度経済成長を背景に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経
済システムが構築されました。その結果、私たちの生活は大変便利になりました

が、地球温暖化などさまざまな環境問題を引き起こしています。

これからは、使い捨ての消費スタイルよりも、「遺魂し精神」で「モノ」を大切に
するライフスタイルに移行しなければなりません。また、ごみの分別・リユ
ース等が重要であるという価値観を浸透させ、町民一人ひとりが環境に配慮したラ
イフスタイルを実践して、ごみの減量化により一層取り組むことが必要です。

矢吹町は、自然環境にやさしい「循環型社会」の形成を目指して、令和6年度
を目標年度とする「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」を策定し、更なるごみ
の減量・資源化を計画的に推進するものです。

(4) 計画の期間

本計画（第2期）の計画期間は、令和3年度から同6年度までの4箇年としま
す。

（第1期 計画期間：平成29年度～令和2年度までの4箇年）

2. 矢吹町のごみの現状と課題

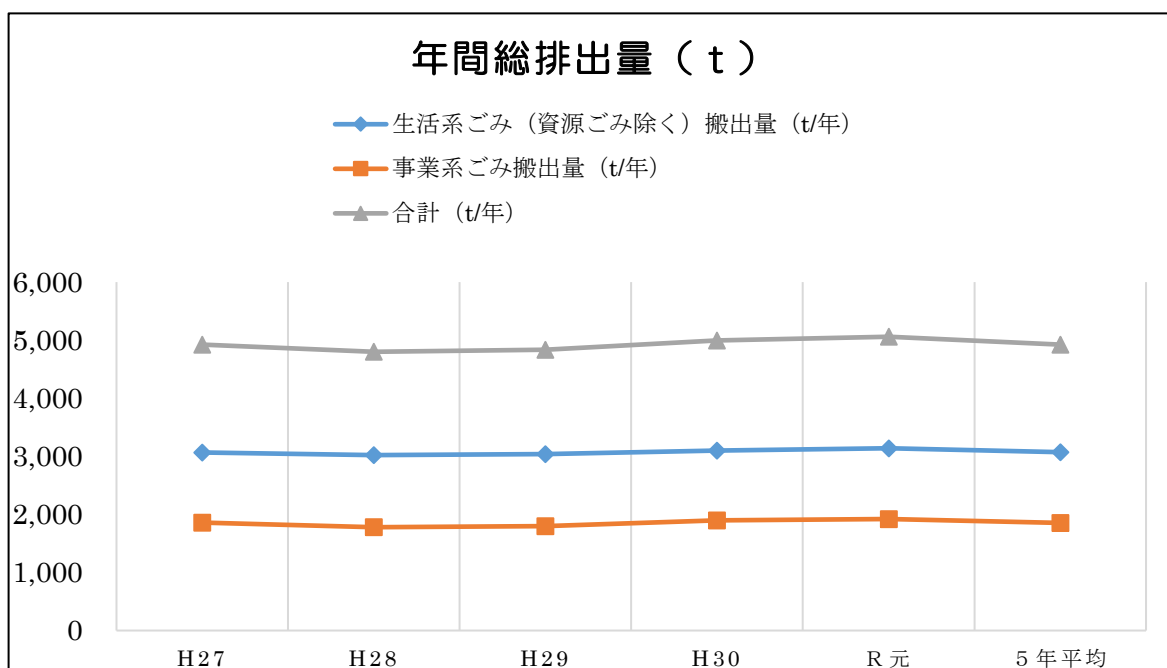
(1) ごみ排出量（資源ごみを除く）

【ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移】

過去5年間（平成27年度～令和元年度）のごみの総排出量は年間平均で4,923 t、うち生活系ごみ排出量は3,072 t、事業系ごみ排出量は、1,851 tとなっています。

また、町民1人1日当たりの排出量については、年間平均で768 g、うち生活系ごみ排出量は479 g、事業系ごみ排出量は289 gとなっています。

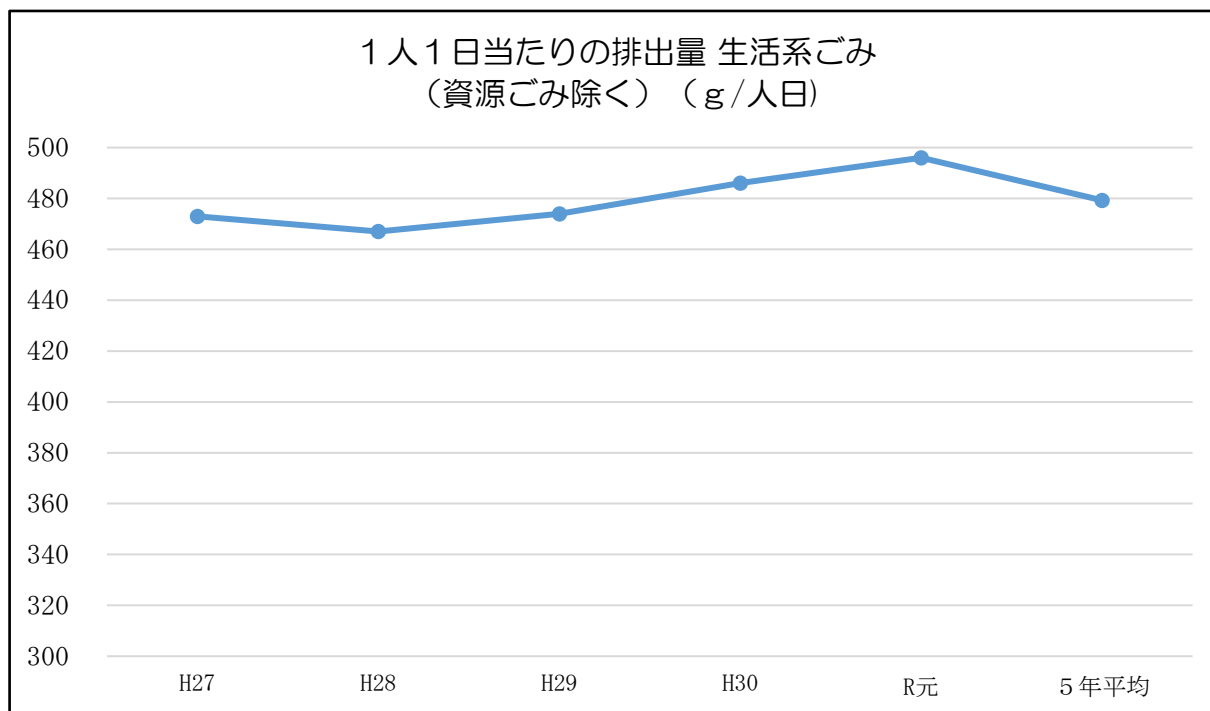
【ごみ排出量の推移】



■年間総排出量（t）

年度	生活系ごみ（資源ごみ除く）搬出量（t/年）	事業系ごみ搬出量（t/年）	合計（t/年）
H27	3,063	1,859	4,922
H28	3,021	1,779	4,800
H29	3,039	1,797	4,836
H30	3,098	1,898	4,996
R元	3,139	1,920	5,059
5年平均	3,072	1,851	4,923

【1人1日当たりの排出量の推移】



■ 1人1日当たりの排出量

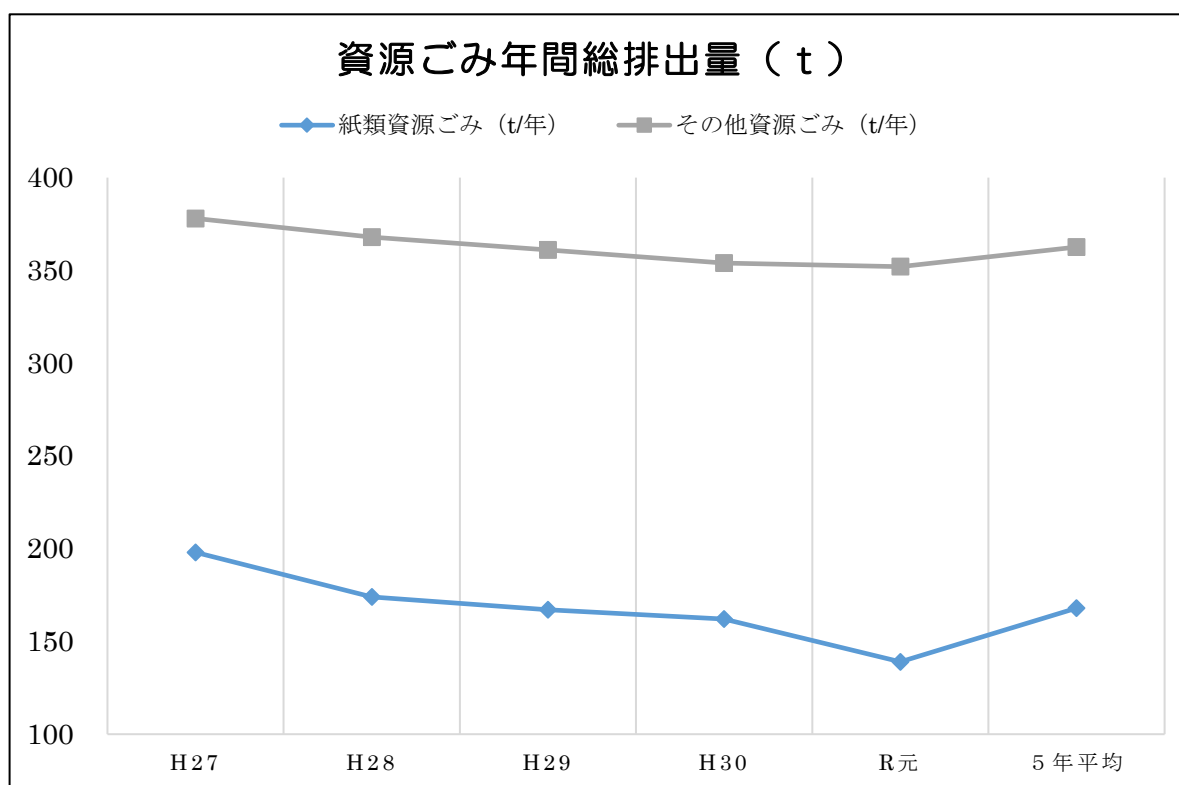
年度	生活系ごみ (資源ごみ除く) (g/人日)	人口 (10/1 時点)
H27	473	17,748
H28	467	17,722
H29	474	17,578
H30	486	17,447
R元	496	17,354
5年平均	479	17,570

(2) 資源ごみ排出量・資源回収奨励金交付事業による集団回収量

①資源ごみ排出量

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の資源ごみの総排出量は年間平均で531 t、うち紙類資源ごみの排出量は168 t、その他資源ごみ（缶類・びん類・プラスチック類・ペットボトル）の排出量は363 tとなっています。

【資源ごみ排出量の推移】



■資源ごみ年間総排出量（t）

年度	紙類資源ごみ (t/年)	その他資源ごみ (t/年)	合計
H27	198	378	576
H28	174	368	542
H29	167	361	528
H30	162	354	516
R元	139	352	491
5年平均	168	363	531

※上記の資源ごみ年間総排出量は、資源回収奨励金交付事業による集団回収量を除く。

②資源回収奨励金交付事業による集団回収量

本町では、廃棄物の再生利用を促進し、その減量化及び廃棄物処理施設の延命化を図ることを目的に、廃棄物の資源回収を実施する団体に対し回収量1kgにつき7円を乗じて得た額を奨励金として交付しています。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の回収量実績は次のとおりです。

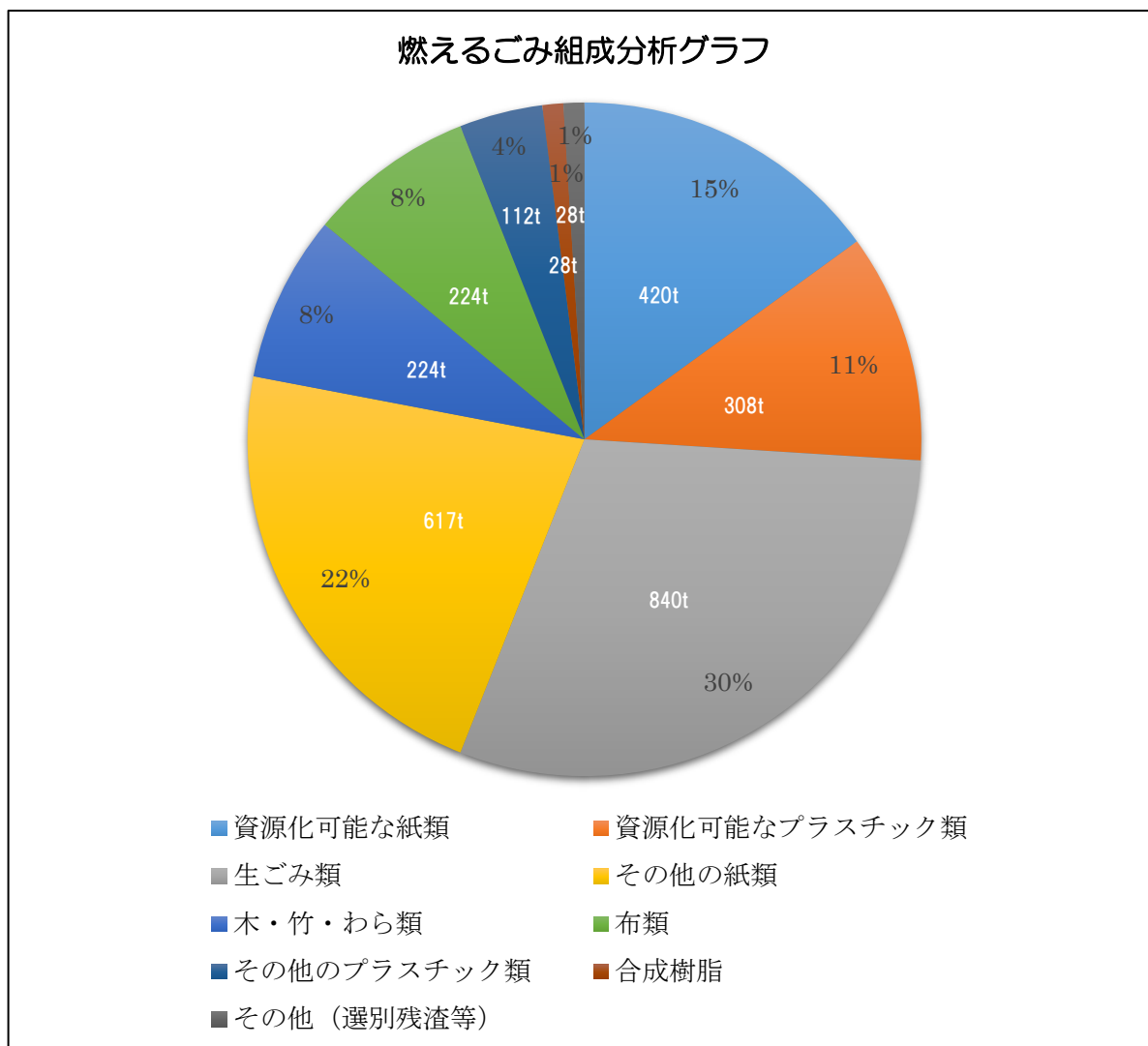
年間平均では申請件数46件、回収量は117t、奨励金交付額は727千円となっています。

【資源回収奨励金一覧（年度別集計）】

年度	申請 件数	紙類 (kg)	缶類 (kg)	ペット ボトル (kg)	ビン類 (kg)	合計 (kg)	交付金額 (円)
27	42	114,858	5,822	—	4,467	125,147	624,400
28	34	92,431	3,855	—	3,752	100,038	498,900
29	36	103,455	7,700	3,010	3,912	118,077	823,800
30	59	111,450	7,047	4,543	4,789	127,829	892,400
元	61	100,055	7,075	4,352	2,681	114,163	796,400
合計	232	522,249	31,499	11,905	19,601	585,254	3,635,900
平均	46	104,450	6,300	3,968	3,920	117,051	727,180

(3) ごみ組成分析結果

■燃えるごみ組成分析



※燃えるごみ (生活系可燃ごみ) 2,801 t (不燃ごみ・粗大ごみを除く) に対する割合及び重量 (過去5年間平均 3,072 t - 不燃ごみ・粗大ごみ 271 t) (過去5年間の燃えるごみ平均数値)

燃えるごみ組成分析については、白河地方広域市町村圏整備組合「資源とごみの正しい分け方と出し方」燃えるごみ組成分析結果 (平成 29 年 7 月実施) を参考

燃えるごみの内訳では、資源化可能な「紙類」や「プラスチック類」、そして「生ごみ」が多く含まれています。

資源化可能な「紙類」や「プラスチック類」の一層の資源化の取組みが求められます。

また、「生ごみ」については水分が約80%を占めることから、排出に当たっては「水切り」の徹底など各家庭での工夫による一層の減容化が必要となります。

(4) 現在の課題及び今後の目標について

矢吹町ごみ減量化推進計画・第1期では、『ごみ減量化目標 10%削減』（年間総排出量 483 t）を目標とし、ごみ総排出量の減量化を目標に各種事業を進めてまいりましたが、計画策定前（平成 23 年度～平成 27 年度）の「4,832 t」に対して、過去5年間（平成 27 年度～令和元年度）の実績としては「4,923 t」と「91 tの微増」という結果となりました。詳細については下記のとおりです。

■計画策定前と第1期の実績の比較

	計画策定前 (H23～H27 年度)	第1期の実績 (H27～R 元年度)	増 減
年間総排出量	4,832 t	4,923 t	91 t
1人1日当たりの排出量	463 g	479 g	16 g
資源ごみ年間総排出量	574 t	531 t	▲ 43 t

この結果を踏まえ、第2期となる本計画の計画期間（令和3年度～令和6年度）については、引き続き、ごみ減量化を行うとともに、ごみ資源化（リサイクル率UP）に重点を置き、行政区、子供会等を主とした資源ごみ減量化意識の醸成を図るとともに、資源回収事業等を含め、地域で考え、地域住民が参加・活動する事業を展開し、協働のまちづくりに資することとしたい。

本計画（第2期）の『ごみ資源化・減量化に向けた目標』については、次のとおりとする。

①資源化（リサイクル率UP）目標

現在の町内リサイクル率 11.6%（648 t）⇒ 15%（842 t）

②ごみ総排出量の減量化目標

ごみ総排出量を5%（246 t）削減

③家庭ごみの減量化目標

生活系ごみ（資源ごみ除く）の排出量を5%減らすために「ごみ」の排出量を一人1日当たり 24 g 減

※具体的な内容については、9ページ～11ページをご覧ください。

3. ごみ資源化・減量化に向けた目標

(1) 資源化（リサイクル率UP）目標

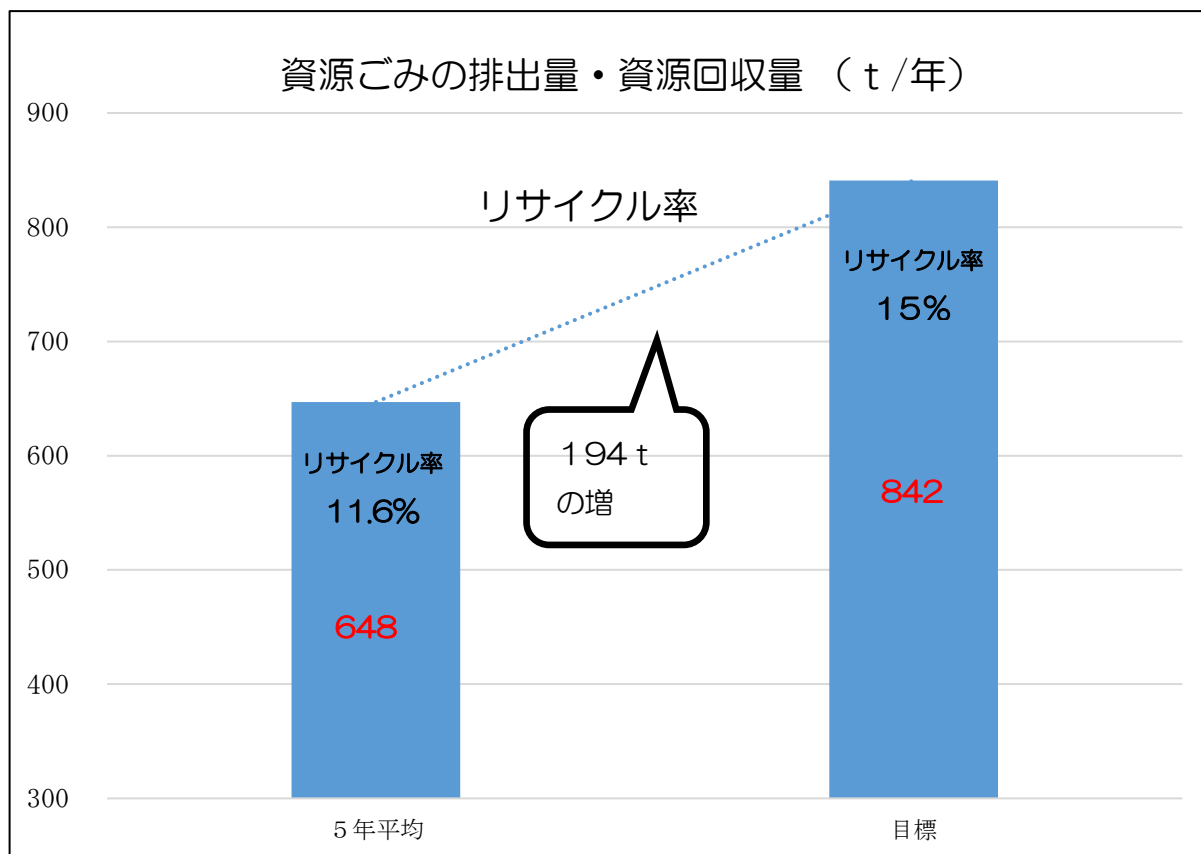
《全体目標》

町内のリサイクル率15%（842 t）の資源化を目指します。

資源ごみについては、町内のリサイクル率が11.6%（過去5年間平均）であり、全国平均の20.6%（福島県13.8%）と比較して低いことから、リサイクル率の向上が必要です。

過去5年間平均の648 t（資源ごみ排出量531 + 集団回収量117）に対し、30%（194 t）増により、町内のリサイクル率15%（842 t）の資源化を目指します。

ごみの分別排出を推進するとともに、資源化目標の194 t分の可燃ごみ・不燃ごみの排出削減を図ります。



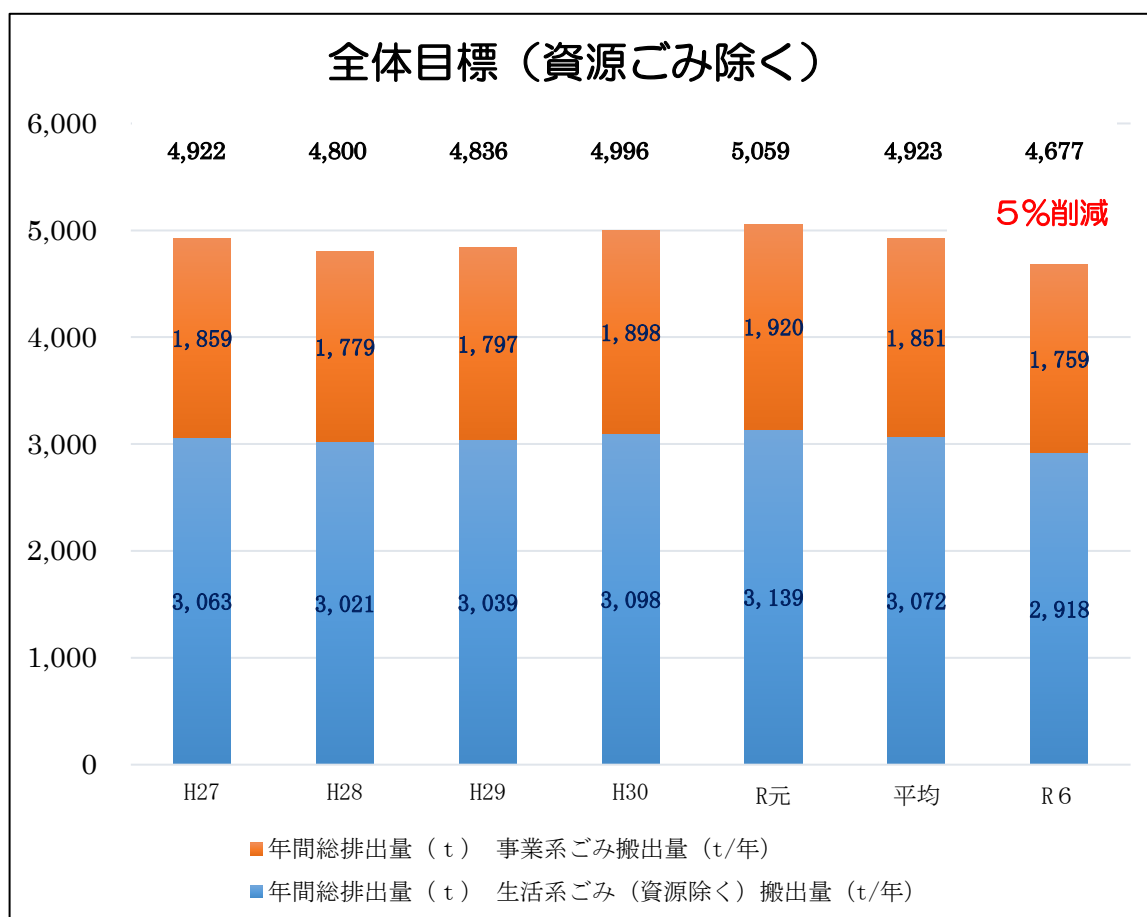
(2) ごみ総排出量の減量化目標

ごみ総排出量を5% (246 t) 削減します

本町のごみの排出量は、平成27年度以降横ばい傾向にあります。

ごみ総排出量（資源ごみを除く）の過去5年平均 4,923 t に対し、5% (246 t) の削減を目指します。

全体目標の達成に向けて、町民・事業者・町の協働によりそれぞれの目標達成を図ります。

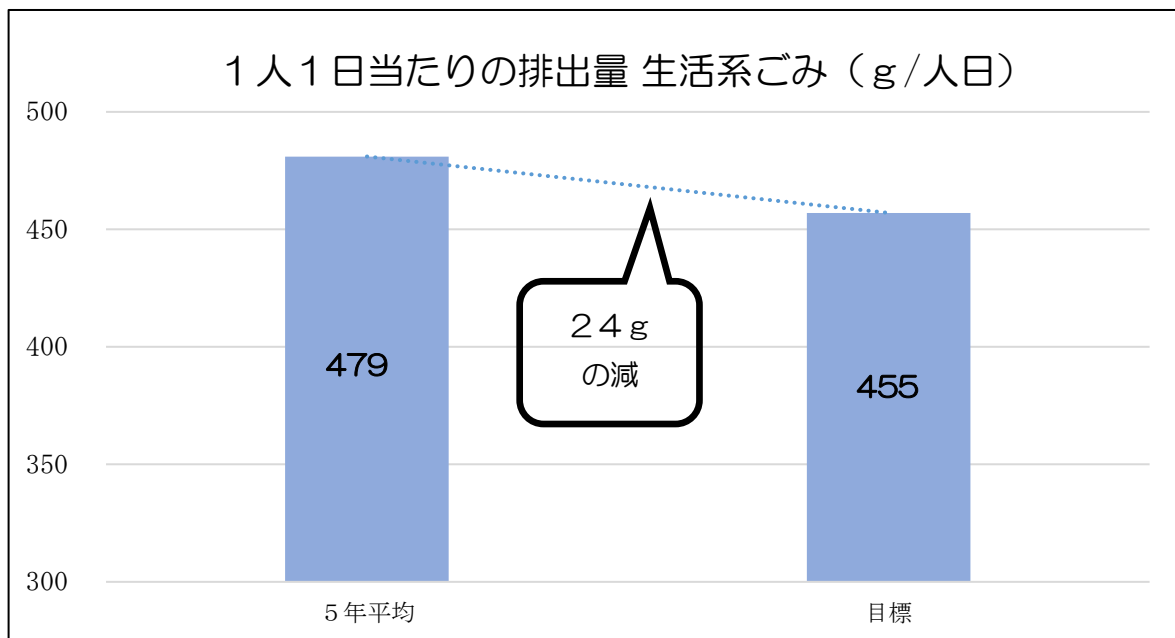


(3) 家庭ごみの減量化目標

生活系ごみ（資源ごみ除く）の排出量を5%減らすために「ごみ」の排出量を一人1日当たり24g減らします

生活系ごみの排出量は、平成27年度以降増加傾向にあり、特に令和元年度は平成27年度と比較すると2.4%増の大きな増加がみられます。

過去5年間の平均479gに対し、目標達成に向けては、町民一人1日当たり24g（年間で約9kg）分のごみを減らす必要があります。



(参考) ごみ24gを考える重さの目安

- ◆レジ袋(4枚) ……約 24g
- ◆みかんの皮 ……約 30g
- ◆油揚げ ……約 30g
- ◆かいわれ(1パック) ……約 40g

4. 町民・事業者・町（三者）の役割

ごみの発生抑制と資源化の促進を図るため、町民・事業者・町（三者）がそれぞれに役割を分担し、相互協力と連携を図り、ごみ減量化、資源化に向けた取り組みを実施します。

（１）町民の役割

- ① 積極的な資源物の集団回収
行政区・子供会などの各種団体による資源回収に積極的に参加し、ごみの資源化、有効利用に努める。
- ② ごみの分別排出等の徹底
決められたごみの分け方と出し方を守り、資源化の向上に努める。
食べ残しを無くす（少なくする）。生ごみの水切りの徹底など。
- ③ 過剰包装の自粛
商品を購入する際には、マイバッグなどを活用するとともに、過剰包装の抑制に努める。
- ④ リサイクル商品・詰め替え商品等の購入
循環型社会形成の促進を図るため、クリーン（リサイクル）商品の利用促進に努める。また、商品を購入する際は、詰め替え商品の購入に努める。

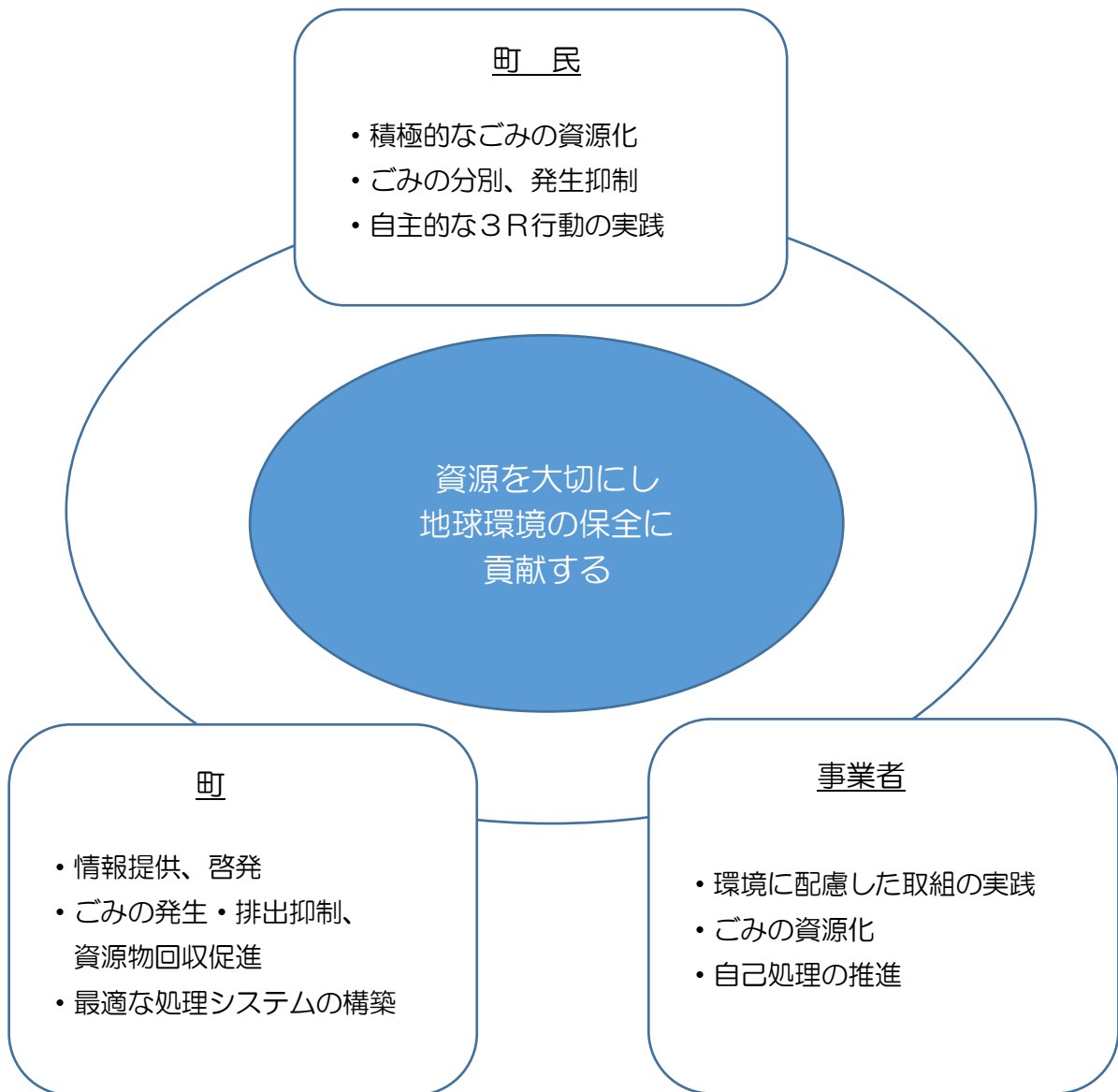
（２）事業者の役割

- ① 製造事業者は、生産工程の改善や技術開発に取り組み、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を推進し、循環型社会形成の構築に努める。
- ② 事務系ごみ排出者は、紙類の焼却処分からシュレッター処理を活用した排出に転換し一層の資源化に努める。
- ③ 小売業者は、ごみの発生抑制（生ごみ等）に努める。

（３）町の役割

- ① 町民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3R（リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生））を推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・搬出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。
- ② ごみ減量化・資源化に関する有効な各種施策の推進、又、周知啓蒙に努める。

町民・事業者・町（三者）の役割



5. ごみ減量化・資源化の具体的な取り組み

(1) 資源回収奨励金交付事業 (継続)

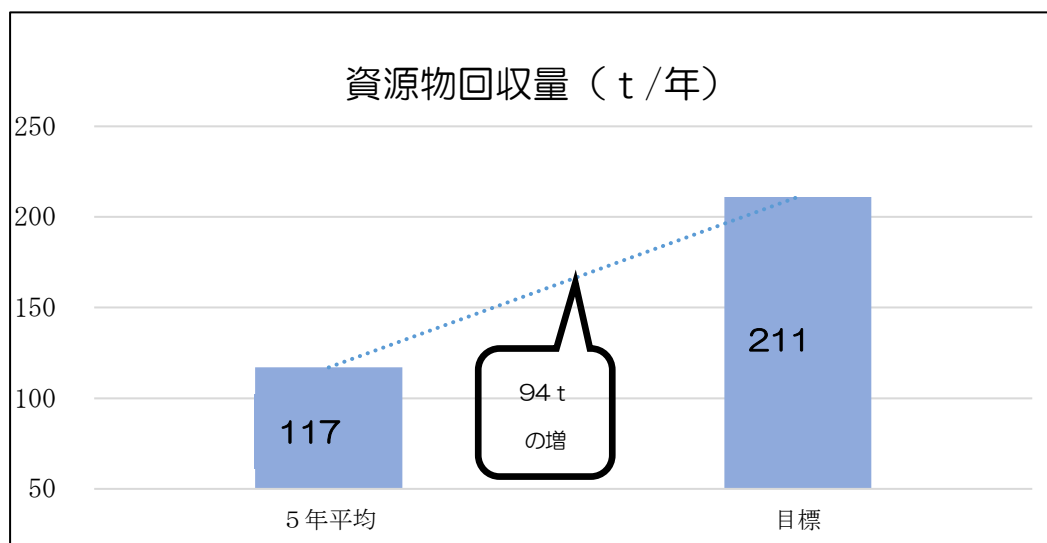
町内の小中学校及び育成会、行政区などで資源ごみを回収する場合、その回収量に応じて1kgあたり7円の奨励金を交付します。

過去5年間平均で約117tの回収量があり資源化効果が現れています。

今後は、回収量の80% (94t) 増加を目指し事業を積極的にPRします。

また、資源物回収ステーション事業及び資源物回収コンテナ貸出事業に伴い、回収された資源ごみについても奨励金交付対象とし、更なる資源物回収に積極的に取り組む環境を整備します。

**【最終年度目標】 年間211tの回収量を目指します。
申請数80件**



《資源物回収奨励金交付事業実績》

	申請件数	回収量 (t)
平成27年度	42	125
平成28年度	34	100
平成29年度	36	118
平成30年度	59	128
令和元年度	61	114
合計	232	585
平均	46	117

(2) 資源物回収ステーション事業 (継続)

平成27年度より白河地方広域市町村圏整備組合で取り組んでいる地域資源物回収モデル事業の有効活用により、行政区等を通じた市民の活動により、ごみの減量化・資源化を目指します。

資源ごみ(紙類・缶類・ペットボトル等)対応のコンテナを設置し、資源物を回収し、資源物回収業者に売却することで、ごみの減量化・資源化を図るとともに行政区の地域活動資金を確保することを目的とします。

これまでの取り組み実績を基に年間回収量を算出すると1箇所当たり約10t以上の回収量が見込まれます。

【最終年度目標】 年間72tの資源化を図ります。

《資源物回収ステーション事業導入実績》

平成27年度(1基)	①二区行政区
平成28年度(3基)	②一区行政区、③三区行政区、④五区行政区

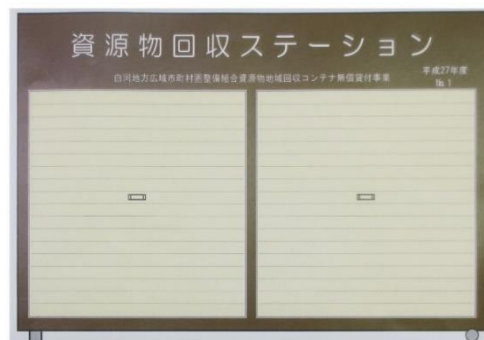
【上記4行政区・過去5年間の回収量(t)】

	回収量(t)
平成27年度	5
平成28年度	37
平成29年度	57
平成30年度	60
令和元年度	51
合計	210

※ 資源物回収ステーションの設置については、平成28年度で完了している。

[回収している資源物]

- 紙類
新聞紙・チラシ、雑誌
段ボール、紙製容器包装
紙パック
- アルミ缶、スチール缶
- ペットボトル



(3) 資源物回収コンテナ貸出事業 (継続)

行政区単位で集会所等を資源回収拠点とする「資源物回収コンテナ貸出事業」を実施します。

資源ごみ(紙類・缶類)対応の小型コンテナを行政区に無償貸出により資源物を回収し、資源物回収業者に売却することで、ごみの減量化・資源化を図るとともに、行政区の地域活動資金を確保することを目的とします。

**【最終年度目標】 年間48 tの資源化を図ります。
設置数40基**

《資源物回収コンテナ事業貸出実績》

平成29年度(9基)	①根宿行政区、②松倉行政区、③三城目行政区 ④神田行政区、⑤鍋内行政区、⑥一区行政区 ⑦二区行政区、⑧須乗本田行政区、⑨明新行政区
平成30年度(6基)	⑩本村行政区、⑪平鉢行政区、⑫六区行政区 ⑬三城目西原行政区、⑭柿ノ内行政区、⑮三区行政区
令和元年度(5基)	⑯四区東行政区、⑰田内行政区、⑱須乗新田行政区 ⑲長峰行政区、⑳大畑行政区

【上記20行政区・過去3年間の回収量(t)】

	回収量(t)
平成29年度	2.7
平成30年度	26.9
令和元年度	24.1
合計	53.7

※ 令和6年度までに、目標設置数である40基の設置を完了する。

【回収している資源物】

- 紙類
新聞紙・チラシ、雑誌
段ボール、紙製容器包装
紙パック
- アルミ缶、スチール缶



(4) 家庭用生ごみ処理機購入補助事業 (継続)

生活系可燃ごみのうち、生ごみの排出量は約30%を占めています。生ごみの80%は水分であり、家庭から排出するときに水分を出さない工夫が必要となります。

生ごみ処理機を利用することにより、排出量は大幅に縮減できるため、利用促進を図る目的として、家庭用生ごみ処理機購入費用の一部を補助し、排出量の大幅な削減と利用者の経費削減に努めます。

【補助の内容】

電気式のもので、生ごみを乾燥の分解により減量し、堆肥化できる処理機について、機械本体価格の2分の1以内の額で補助(補助の限度額:25,000円)



(5) ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の推進 (継続)

町民のごみに関する意識改革を目指し、ごみ減量化・資源化を推進するため、本町のごみの現状、ごみ減量化・資源化、ごみ処理費用、3R(リデュース・リユース・リサイクル) 行動等に関する取組みについて、広報周知を図ります。

また、未来を担う子どもたちがごみ問題に興味を示し、様々な発想で減量化・資源化に取り組める環境を作ります。

①意識改革

		施 策
1	町の広報・ホームページ等を用いた啓発	町の発行する広報・ホームページ等において、生ごみ処理(家庭用生ごみ処理機購入補助事業等)やごみの分別、ごみ減量化・資源化(資源物回収ステーション事業・資源物回収コンテナ貸出事業・資源回収奨励金交付事業等)、ごみの豆知識やリサイクル情報を織り交ぜるなど読み手の関心を引くようさらに工夫を凝らした記事作りにより、分別や発生抑制、資源化について啓発を図る。 さらに、分別等ごみの正しい分け方・出し方についてごみカレンダー、警告シールの貼付け等により町民のルール遵守を促す。
2	3R(リデュース・リユース・リサイクル)及び廃棄物の価値化等を通じたSDGsの推進	3R(リデュース・リユース・リサイクル)及び廃棄物の価値化等を通じたSDGsの推進を図る。
3	啓発イベント及び環境学習の拡充	各種イベントを利用して啓発を推進するとともに、幼稚園・小学生・中学生など向けのごみに関する冊子の作成、環境学習について検討する。

役 割 分 担		
町 民	事業者	町
<p>○ごみ処理に関心を持ち、積極的に情報を取得</p> <p>○自治会広報などにより、ごみ集積所の管理など地域の取り組みや課題を発信</p>	<p>○従事者に対する環境教育</p>	<p>○広報やホームページなどを用いた情報発信・啓発</p> <p>○ごみ処理情報の公開、分かりやすい注意喚起</p>
<p>○「遺魂し（もったいない）」意識をもったライフスタイルを心掛け、可能な限り分別し、資源化を図る。</p>	<p>○「遺魂し（もったいない）」意識をもった事業活動に努め、ごみが出た場合は、可能な限り分別し、資源化を図る。</p>	<p>○「遺魂し（もったいない）」意識をもった行政活動に努めるとともに、3Rの啓発を行う。</p>
<p>○啓発イベント等に協力</p> <p>○家庭での子供への教育</p>	<p>○啓発イベント等に協力</p>	<p>○啓発イベントの企画・開催、また、町イベント等の際、ごみの分別・資源物回収を実践する。</p>

②発生抑制・排出抑制（リデュース）

		施 策
1	マイバック持参運動の推進	スーパー等でのレジ袋使用を削減するため、買い物時のマイバックの利用を推進する。
2	簡易包装・無包装による販売及び購入の促進	スーパー等における簡易包装・無包装による販売を呼びかけ、また、町民には不要な包装を断ることを呼びかけることにより、包装ごみ減量を図る。
3	適量購入の促進	町民に適量購入を呼びかけ、事業者には、ばら売り等を呼びかけることにより、消費期限切れにより捨てられる食料品等の発生抑制を図る。
4	家庭での食品の食べ残り排出抑制	食べ残しを無くし、生ごみの水切りを推奨することにより、食品の食べ残り排出量を減らす。
5	食品ロスに関する啓発	町民及び事業者に対し、食品ロス削減の重要性について啓発し、本町の特性に応じた施策の検討を図る。

役 割 分 担		
町 民	事業者	町
○レジ袋を断り、マイバックを持参・使用	○来店客にマイバック持参の呼びかけ	○マイバック持参・使用の啓発を行う。
○ばら売り商品や簡易包装・無包装商品の選択 ○不要な包装やブックカバー等を断る	○簡易包装・無包装の実施 ○過剰包装の有料化	○ばら売り商品や簡易包装・無包装商品の選択の推奨啓発
○計画的な必要なものを必要な分だけを購入	○ばら売りの実施	○町民に対し適量購入啓発 ○事業者のばら売り促進
○冷蔵庫の食材を上手に使い、買いすぎ・作りすぎ・食べ残しをしない。 ○野菜くずなどの発生を最小化し、生ごみの水切り徹底	—	○生ごみの水切り方法などを広報等で紹介
○食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、必要以上に買わない、作らないなどの工夫をする。	○食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、過剰生産・過剰供給に気をつける。	○食品ロスの削減に関し、啓発と本町の特性に応じた施策の検討を検討する。

③再利用（リユース）

施 策		
1	リユース容器の使用促進	屋外での飲食時等に繰り返し使えるリユース（水筒・食器など）使用を促進する。
2	バザーなどの開催による再使用の啓発	使用可能な中古品のリユース促進のため、バザー等の開催を検討するとともに、再利用の啓発をする。

役 割 分 担		
町 民	事業者	町
○リユース容器商品の購入・使用	○リユースに向けた製品・長期間使用できる製品の開発・生産・販売の推進	○イベント等におけるリユース容器の使用の啓発
○再利用、リサイクル商品の活用 ○フリーマーケット・リサイクルショップの利用	○リサイクル商品の提供、災害使用、リサイクル商品の活用	○イベント時のバザー等の開催を検討 ○再利用に関する啓発
○使用可能な家具等のリサイクル収集への協力	—	○リサイクル収集協力PR

④再資源化（リサイクル）

		施 策
1	集団資源回収の奨励・促進	<p>「資源回収奨励金交付事業」及び「資源物回収コンテナ導入事業」の未登録団体に新規登録の促進を図り、登録団体においては資源回収量増の促進を図る。</p> <p>「資源物回収ステーション導入事業」については、登録団体においては資源回収量増の促進を図る。</p>
2	家庭用生ごみ処理機購入補助事業の継続	家庭用生ごみ処理機購入補助事業の継続と家庭用生ごみ処理機活用に関する啓発をする。
3	リサイクル推進店の充実・拡大	ペットボトル・紙パック・白色食品トレイ等の資源ごみの店頭回収やリサイクルPRに協力頂くリサイクル推進店（スーパー等）の拡大を図る。
4	リサイクル商品の使用	再資源化の可能な素材の商品や、リサイクル商品・PETボトルリサイクル推奨マーク認定品等の使用を推進する。

役 割 分 担		
町 民	事業者	町
○分別ごみ出しの徹底	—	○分別ごみ出しの啓発
○集団回収への参加	—	○奨励金の交付と活動内容の指導
○家庭用生ごみ処理機の使用 ○上手な堆肥の作り方等 情報提供	—	○未利用者へのPR強化 ○利用者への上手な使い方 等の情報提供
○資源ごみの店頭回収利用	○店頭回収の実施 ○分別リサイクルのPR	○リサイクル推進店のPR ○リサイクル推進の協力 店舗拡大の呼びかけ
○リサイクル商品等の優先購入	○リサイクルに向けた製品の製造・販売・情報公開を推進	○リサイクル商品等のPR